長崎県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和元年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

	慣用名	使用量(kg/年)				
政令 番号		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	使用量 合計
22	フィプロニル		7.0E-4	3.6E-1	3.6E+1	35.9
64	エトフェンプロックス	2.1E+1	2.0E+1	5.3E+0	1.7E+1	63.4
117	テブコナゾール				2.9E+0	2.9
139	トラロメトリン			9.7E+0	1.4E+0	11.1
140	フェンプロパトリン			3.3E+0		3.3
153	テトラメトリン	1.8E+2	3.4E+0	1.7E+2	7.9E-2	359.3
181	ジクロロベンゼン	3.5E+2	2.9E+2			632.1
225	トリクロルホン		6.1E+0			6.1
248	ダイアジノン		9.1E-1			0.9
251	フェニトロチオン		1.7E+2	2.7E+0	6.8E-2	173.8
252	フェンチオン	4.3E+0	8.8E+1			91.9
256	デカン酸				3.2E+0	3.2
350	ペルメトリン	1.3E+1	4.7E+1	1.3E+1	4.8E+1	121.1
405	ほう素化合物		5.8E-1	1.6E+1	2.0E+0	18.1
427	カルバリル			1.3E+2		128.4
428	フェノブカルブ			9.5E+1	1.3E+2	225.2
457	ジクロルボス	8.5E+1	7.9E+2			876.8
合 計		6.5E+2	1.4E+3	4.5E+2	2.4E+2	2753.5

注)農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。 注)衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫 不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等